

UNISEC 挑戦賞 (UNISEC Challenging Award) 授与規定

(趣旨)

第1条 この規則は、UNISECに所属する大学研究室等を中心として実施された宇宙工学関連の研究開発、教育、国際などに関連する活動の中で、挑戦的で優れた業績であると認められるものを、NPO 法人 大学宇宙工学コンソーシアム(以下、UNISEC とする)理事長が表彰するため、必要な事項を定めるものである。

(表彰)

第2条 UNISEC 理事長は、UNISECに所属する大学研究室等を中心として実施された宇宙工学関連の研究開発、教育、国際などに関連する活動であって、最近数年間以内に、その活動が実施された又はその意義や価値が明らかになった挑戦的な業績により宇宙工学に貢献した個人又は団体を、UNISEC 挑戦賞として表彰する。

(表彰の決定)

第3条 表彰は、選考委員会内での審議を経て、理事長が決定する。

- 2 選考委員会は、UNISEC 理事、および理事長が委嘱した委員から組織する。
- 3 選考委員会の委員長は委員の中から互選で決定する。
- 4 選考委員会は、授与審議が終了した時に解散する。

(表彰の方法等)

第4条 表彰は、原則、表彰状を授与して行うものとする。

- 2 表彰は、必要ならば、副賞を授与して行うことができる。
- 3 表彰授与の機会は、適宜設けることとし、例えば、UNISEC 主催イベント等を利用する。
- 4 理事長は、表彰を行ったときは、表彰を受けたものの功績、所属、氏名等を UNISEC ウェブサイトに掲載して公表する。
- 5 表彰を受けたものが団体である場合は、団体名に加えて、団体に所属する者の氏名を記した名簿を UNISEC ウェブサイトに掲載して公表する。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、原則、毎年、行う。

- 2 UNISEC 理事は、賞の授与に値すると認められる業績を調査して、UNISEC 理事長に候補者を推薦する。推薦はいつでも行うことができる。
- 3 UNISEC 理事長は、原則、毎年、選考委員会を組織し、授与に値するかの審議を委嘱する。
- 4 選考委員会は、必要があれば、上記で推薦された候補者以外を、公募等を利用して、受賞者として選定することもできる。

(表彰の位置づけ)

第6条 UNISEC 理事は、表彰された個人又は団体を、上位の賞である UNISEC 宇宙匠賞 (UNISEC Space Takumi Award)の候補者として推薦できる。

(規定の改定および廃止)

第7条 この規定の改定および廃止は、理事会の議決により行う。

(施行期日)

第8条 この規定は、令和 2 年 3 月 25 日から施行する。